

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の認定匿名加工医療情報作成事業者等への対応方針について

1 事案の概要

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）における認定匿名加工医療情報作成事業者である一般社団法人ライフデータニシアティブが保有し、認定医療情報等取扱受託事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データが管理するデータベースに、同法で定める本人への通知を行わずに提供された医療情報（約 9 万 5 千人分。精査中。）が含まれていたことが判明した。

個人情報保護委員会に対しては、一般社団法人ライフデータニシアティブ及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データから、連名で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づく漏えい等報告（速報）が提出されている（令和 4 年 9 月 14 日付）。

2 当委員会の対応方針（案）

個人情報保護委員会は、前記 1 のとおり漏えい等報告を受けると同時に、両者からのヒアリング等の調査を既に開始している。

本件は、個人情報保護法の特別法として制定された次世代医療基盤法上の認定匿名加工医療情報作成事業者等が関与する事案である。次世代医療基盤法は、認定匿名加工医療情報作成事業者が、医療情報の提供を受け、匿名加工医療情報を作成及び提供すること等の規定を定め、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として導入された制度であって、社会的関心も大きいことから、当委員会としては、内閣府と連携して迅速な原因の究明を図り、確認された問題点に応じて、個人情報保護法に基づく指導等の要否を検討する。

以 上